

# 家畜衛生だより

## 牛の法定検査の内容が変わります！

今年度から家畜伝染病予防法第5条に基づく牛の法定検査はヨーネ病のみの実施となりました。牛結核病及びブルセラ病は清浄化が進んだことから、抽出検査とします。

また、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）については今年度から法定検査の実施項目として追加されるとお知らせしましたが（家畜衛生だより 令和2年4月発行 No.2-1）、今年度は県内での浸潤状況を把握するためのスクリーニング検査として実施します。

### 乳用牛

#### ヨーネ病

従来どおり法定検査（手数料800円/頭）

#### BVD-MD

搾乳牛：昨年と同様にバルク乳検査を実施し、浸潤状況を把握（年2回を予定）

バルク乳検査で陽性の場合、採血による個体検査（手数料無料）

育成牛：ヨーネ病の定期検査・臨時検査で用いた余剰血清を使用して検査（手数料無料）

今後導入する牛、販売予定牛、牧場預託予定牛：その都度検査（600円/頭）

#### 牛結核病・ブルセラ病

定期検査・臨時検査は廃止し、清浄性確認のための抽出検査（手数料無料）

### 肉用牛

#### ヨーネ病

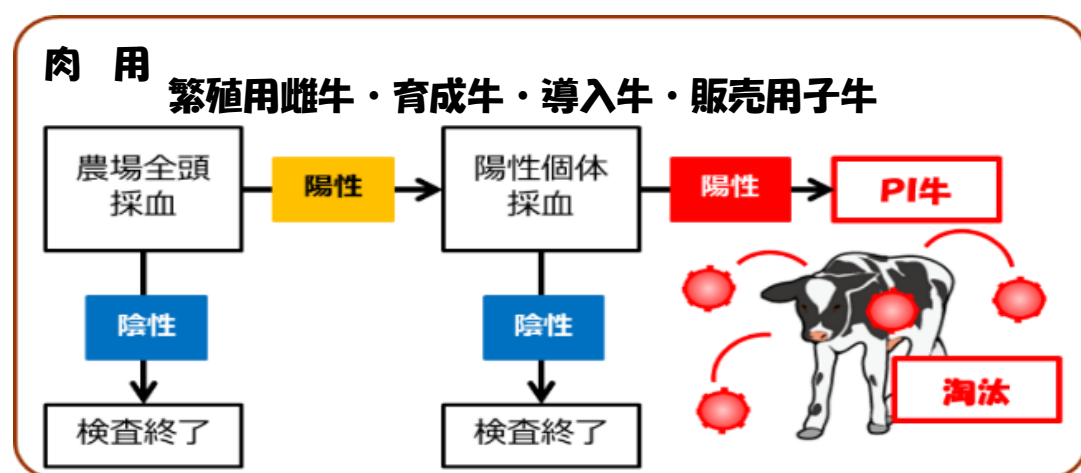
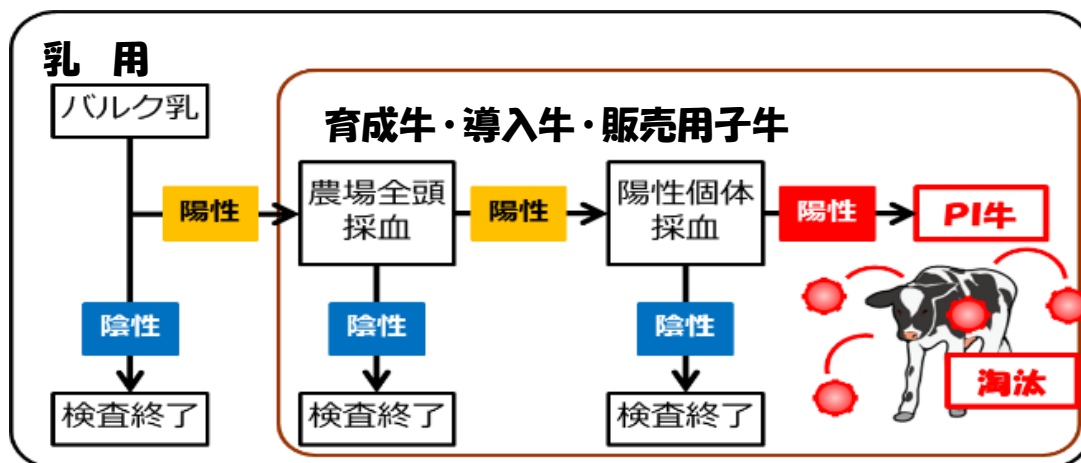
従来どおり法定検査（手数料800円/頭）

#### BVD-MD

繁殖用雌牛：ヨーネ病の定期検査・臨時検査で用いた余剰血清を使用して検査（手数料無料）

今後導入する牛、販売予定牛：その都度検査（600円/頭）

○令和2年度 牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）スクリーニング検査の流れ



## 防ごう！和牛遺伝資源の海外への不正流出

今般、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が成立されました。今後、これらの法律の施行にあたりまして、和牛遺伝資源の海外への不正流出等の防止の徹底をお願いいたします。



万が一、和牛精液等の不正輸出を持ちかけられたら…

速やかに当所まで御連絡を！



中央家畜保健衛生所（さいたま市北区別所町 107-1）

開所時間 平日 8:30~17:15

TEL：048-663-3071 FAX：048-666-8731

休日、夜間は緊急携帯電話に自動転送されます。（緊急携帯電話:090-2757-1650）